

長生村子ども運動教室事業業務委託仕様書

1 事業名

長生村子ども運動教室事業業務委託

2 目的

本事業は、こども園に通う就学前の子どもに対し、成長の段階に合わせた適切な運動の機会を提供することで、運動能力の向上を図るとともに、子どもの心身の健やかな成長につなげることを目的とする。

3 委託概要

委託概要は次のとおりとする。なお、記載以外の詳細事項については受注者と協議の上、長生村（以下、「本村」という。）が別に指定する。

(1) 内容

- ① こども園の子どもに対する運動教室及びダンス教室
- ② 活動カリキュラムの作成
- ③ 保育士への助言・指導
- ④ その他本村と受注者が合意した活動

(2) 期間

令和8年5月1日から令和11年3月31日まで

(3) 活動場所

長生村立こども園 3ヶ所

八積こども園（長生村金田2727番地）

高根こども園（長生村本郷6937番地）

一松こども園（長生村一松丁530番地1）

(4) 対象者

3歳から5歳児クラスの子ども

・こども園別対象児童数（概数）

こども園	5歳児	4歳児	3歳児	計
八積	30人	25人	25人	80人
高根	20人	20人	20人	60人
一松	10人	10人	10人	30人

(5) 運動教室実施日及び時間

- ① 実施日 各こども園月1回の運動教室を原則とし、別にダンス教室（リズム運動）を6回程度実施するものとする。

なお、実施日はこども園と協議して決定するものとする。

・月別実施回数（予定）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
回	1	2	2	1	1	1	2	2	1	2	2	1	18

- ② 実施日数 各こども園年18回とする。※令和8年度のみ年17回
 - ③ 実施時間 1回の実施につき2時間程度とし、原則午前中の実施とする。
- (6) 運動教室講師の人数
1回の実施につき1名以上とする。

4 活動カリキュラム及び教材の提供

受注者は、事業目的をよく理解した上で、次に掲げる要件に合致した活動カリキュラム及び活動に必要な教材を提供すること。ただし、こども園が所有する設備・備品等については、こども園と協議の上、教材として活用して差し支えない。

- ① 文部科学省が策定した幼児期運動指針に沿ったものであること。
- ② 子どもが楽しみながら体を動かす内容となっていること。
- ③ 3歳から5歳までの3年間の継続性のある内容となっていること。
- ④ 教室活動だけにとどまらず、日々の保育の中に取り入れることができる内容となっていること。
- ⑤ 子どもの健やかな成長に寄与する内容となっていること。

5 講師の要件

受注者は、運動教室の実施に伴い、次の要件を全て満たす講師を派遣すること。

- ① 就学前の子どもへの運動指導について、専門的な知識を有している者。
- ② 本事業と類似の状況における指導経験がある者、または受注者が実施する研修などを十分な期間受講し、本事業が実施可能な水準の指導技術をもつと受注者が認める者。
- ③ 子ども及びこども園職員と積極的にコミュニケーションを図り、本事業に熱意をもって取り組むことができる者。
- ④ 良識ある行動・態度など、指導者としてふさわしい資質を有する者。
- ⑤ その他本村と受注者が協議した必要要件を満たす者。

6 事業における管理運営

受注者は、事業を円滑に行うため、次に掲げる管理運営を行うこと。

- (1) 事業担当者の選任
子ども教育課、こども園、講師の間の連絡調整等を行う担当者を選任すること。
- (2) 要望への対応
受注者は、子ども教育課、こども園から事業にかかわる要望があった場合は、可能な限り早急かつ柔軟に対応すること。また、対応状況を報告すること。
- (3) 講師の変更
派遣された講師に問題が生じ、事業実施に著しい支障を生じているとして本村

が講師の変更を求めるときは、原則として受注者は講師の変更に応じること。

(4) 不測の事態への対応

講師の病気等、受注者の事由で事業実施に支障をきたす事態が発生した場合は、代替講師の派遣または振替実施の設定等、本村と協議の上、本事業を継続するために必要な措置を講じること。

(5) 報告書の作成

受注者は次に掲げる報告書等（様式任意）を書面で提出すること。また、本村の求めに応じ、必要に応じて事業の遂行及び管理に関する書類を提出すること。

- ① 毎月事業報告書 毎月末、当月の実施内容等についての報告書
- ② 事業実績報告書 毎年度終了後に事業全体の事業全体の実施状況及び改善提言などを行う報告書

(6) その他

事業実施にあたっては、子どもの安全管理を十分に考慮すること。派遣した講師の責めに帰する理由により子ども及びこども園職員に損害を与えた場合は、受注者はその損害の責任を負うこと。また、必要に応じて講師への指揮、命令及びこども園内での業務の調整を行い、事業が円滑に行われるように十分配慮すること。

7 委託料の支払い

委託料の支払は、毎月事業報告書の提出により事業の履行を確認の上、請求後30日以内に当該月分を支払う。

8 事業の適正な実施に関する事項

(1) 事業の一括再委託の禁止

受注者は、受注した事業を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、事業を効率的に行うために必要と思われるものについては、本村と協議の上、事業の一部を再委託することができる。

(2) 守秘義務

受注者は、事業遂行上知り得た秘密を他に漏らし、または自己利益のために利用することはできない。特に、個人情報の取り扱いについては、「長生村個人情報保護条例（平成17年長生村条例第2号）」に基づき、厳重に行うこと。なお、契約期間終了後も同様とする。また、講師に対しても指導を徹底すること。

(3) 法令遵守

受注者は、本事業に関連する法令等について遵守すること。また、講師に対しても法令等遵守指導を徹底すること。

9 その他

本村と受注者との契約期間中において、受注者による業務の継続が困難になった場合は、本村と協議の上、適切な措置を講じること。受注者は本仕様書に明示の無い事項について、事業目的及び事業方針に照らして必要と認められる場合は、

本村と協議の上、誠実に履行すること。また、事業遂行上疑義が生じた場合は本村と協議の上、事業を進めること。